

神戸市立楠高等学校弁当販売補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立楠高等学校（以下「楠高校」という。）において、神戸市立楠高等学校給食運営委員会（以下「補助事業者」という。）が弁当販売を実施する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、楠高校の月曜から金曜までの平常授業日において、文部科学省が「夜間学校給食実施基準」に定める「生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準」に配慮した弁当販売実施にかかる事業とする。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に生徒に対して実施する弁当販売に要する経費のうち、補助事業者が弁当供給業者から弁当を購入する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- 1 食当たりの弁当購入費に年間販売人数を乗じた額の2分の1の額とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 給食実施計画書
- (3) 神戸市立楠高等学校弁当供給契約書

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払の請求)

第7条 補助金は、前条の交付決定後、概算払することができる。補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。

3 概算払の額は、交付決定額とする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(交付額の確定及び精算)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、取消した額の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。